

インターネット投票法案

【新規立法】

＜立法の背景・趣旨＞

情報化社会が進展している。

→ 公職の選挙に係るインターネット投票を導入するとした場合に講ぜられるべき措置について検討する必要がある。

- 1 政府は、選挙人の利便の向上等を図るためインターネット投票を導入するかどうかの判断に資するよう、インターネット投票を導入するとした場合に投票の秘密の確保等の条件を満たすために講ぜられるべき技術上及び制度上の措置について、この法律の施行後1年以内に、検討を加え、その結果を公表しなければならないものとする。
- 2 1の検討の結果が公表された場合において、必要があると認められるときは、所要の法制上の措置その他の措置が講ぜられるものとする。

現 行

投票方法：

選挙当日に投票所で立会人の立会いの下に投票用紙に自ら候補者の氏名等を記載し、投票箱に投かんすることによって行うのが原則

検討の対象

投票方法：

インターネット投票
(スマホ・PC等を利用した投票方法)の導入について検討